

令和6年1月15日

一般社団法人石川県エルピーガス協会  
会長 山本 久雄 殿

経済産業省 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室  
室長 日置 純子

石川県における仮設住宅の設置にあたってのお願い

日頃、資源エネルギー行政に御理解頂きありがとうございます。

また、今般発生した能登半島地震において被災された販売事業者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、県内の販売事業者による復旧作業と消費者への安定供給に向けた御努力、御協力に感謝申し上げます。

さて、現在も多くの住民が避難所生活を余儀なくされておりますところ、今後、居住環境の改善に向けて、仮設住宅の建設が本格化していくものと承知しています。

仮設住宅の建設に際しては、東日本大震災時と同様、プレハブ建築業者からの依頼を受けて、LPガス事業者が仮設住宅に付随するLPガス配管（ガスメーターから給湯器等消費機器に至るまでの配管）や給湯器の設置工事を実施するものと理解しております。

東日本大震災時においては、仮設住宅を建設するプレハブ建築業者がコスト削減の必要性からLPガス事業者に対し仮設住宅設置費用として含まれるべき上記の設置工事費の圧縮を求めたため、被災事業者でもある中小のLPガス事業者の中には、当該工事費の一部をガス料金に転嫁することを余儀なくされたという事業者もありました。

仮設住宅へのLPガス供給を担うであろう地元の多くのLPガス事業者は経営体力の弱い中小零細事業者であり、また、被災により経済的にも打撃を受けている状況であることは理解しています。

しかしながら、今後、石川県において仮設住宅の建設を進めるに際しては、仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者には、決して多くの負担をかけるようなことがあってはならないと考えております。

このため、プレハブ建築業者に対して、一般財団法人プレハブ建築協会を通じて、被災者第一の対応をお願いしているところですが、貴協会におかれましても、上記の事情を理解して頂いた上で、上記の設置工事費の支払いをプレハブ建築業者に求めるなど、仮設住宅入居者の経済的負担が極力軽減されるよう、各会員に対して御協力を求めているようお願いいたします。

令和6年1月15日

一般社団法人プレハブ建築協会  
会長 堀内 容介 殿

経済産業省 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室  
室長 日置 純子

### 石川県における仮設住宅の設置にあたってのお願い

日頃、経済産業行政に御理解頂きありがとうございます。

今般発生した能登半島地震においては、多くの住民が現在も避難所生活を余儀なくされ、今後、居住環境の改善に向けて、仮設住宅の建設が本格化していくものと承知しています。

仮設住宅の建設に際しては、東日本大震災時と同様、貴協会員からの依頼を受けて、L Pガス事業者が仮設住宅に付随するL Pガス配管（ガスメーターから給湯器等消費機器に至るまでの配管）や給湯器の設置工事を実施するものと理解しております。

東日本大震災時においては、仮設住宅を建設する事業者がコスト削減の必要性からL Pガス事業者に対し仮設住宅設置費用として含まれるべき上記の設置工事費の圧縮を求めたため、被災事業者でもある中小のL Pガス事業者の中には、当該工事費の一部をガス料金に転嫁することを余儀なくされたという事業者もありました。

今後、石川県において仮設住宅の建設を進めるに際しては、仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者には、決して多くの負担をかけるようなことがあってはならないと考えております。

L Pガス事業者にあっても被災者第一の対応をお願いしているところではありますが、仮設住宅へのL Pガス供給を担うであろう地元の多くのL Pガス事業者は経営体力の弱い中小零細事業者であり、また、被災により経済的にも打撃を受けている状況です。

つきましては、貴協会におかれましては、上記の事情を理解して頂いた上で、仮設住宅入居者の経済的負担が極力軽減されるよう、各会員に対して御協力を求めているようお願いいたします。

令和6年1月17日

一般社団法人日本ムービングハウス協会  
代表理事 佐々木 信博 殿

経済産業省 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室  
室長 日置 純子

### 石川県における仮設住宅の設置にあたってのお願い

日頃、経済産業行政に御理解頂きありがとうございます。

今般発生した能登半島地震においては、多くの住民が現在も避難所生活を余儀なくされ、今後、居住環境の改善に向けて、仮設住宅の建設が本格化していくものと承知しています。

仮設住宅の建設に際しては、東日本大震災時と同様、貴協会員からの依頼を受けて、LPガス事業者が仮設住宅に付随するLPガス配管（ガスメーターから給湯器等消費機器に至るまでの配管）や給湯器の設置工事を実施するものと理解しております。

東日本大震災時においては、仮設住宅を建設する事業者がコスト削減の必要性からLPガス事業者に対し仮設住宅設置費用として含まれるべき上記の設置工事費の圧縮を求めたため、被災事業者でもある中小のLPガス事業者の中には、当該工事費の一部をガス料金に転嫁することを余儀なくされたという事業者もありました。

今後、石川県において仮設住宅の建設を進めるに際しては、仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者には、決して多くの負担をかけるようなことがあってはならないと考えております。

LPガス事業者にあっても被災者第一の対応をお願いしているところではありますが、仮設住宅へのLPガス供給を担うであろう地元の多くのLPガス事業者は経営体力の弱い中小零細事業者であり、また、被災により経済的にも打撃を受けている状況です。

つきましては、貴協会におかれましては、上記の事情を理解して頂いた上で、仮設住宅入居者の経済的負担が極力軽減されるよう、各会員に対して御協力を求めているようお願いいたします。

事務連絡  
令和6年1月23日

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 会長 殿

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室 室長

LP ガス事業者による駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）への対応について（協力依頼）

日頃より資源エネルギー行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

昨年11月に貴団体理事会でご説明したとおり、資源エネルギー庁では、LP ガスをめぐる商慣行改革を実行するため、液化石油ガス流通WGを開催し取引適正化に向けた議論を継続しております。その後、11月22日に開催した第7回WGにおいて、LP ガス料金にかかる三部料金制に関し、既存契約については設備費用の計上自体は禁止しない、という方針を提示したことを受け、LP ガス事業者による不動産関係者等への設備の無償貸与等の駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）が加速しているとの情報提供が通報フォームなどを通じてありました。

こうした駆け込み的営業に応じることは、賃貸集合住宅の入居者にとって、賃貸集合住宅の入居者が支払うLP ガス料金に高額な設備料金が含まれるなど不利益が生じる可能性が高く、不動産関係者等にとっても同様に不利益となりかねません。したがって、不動産関係者等においても、こうした駆け込み的営業に応じないことが重要であると考えております。

資源エネルギー庁ではLP ガス事業者団体に対し、駆け込み的営業は今後の制度改正趣旨を没却する行為である旨を周知しているところですが、貴団体におかれましても、以下2点について貴団体加盟の会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

- ① 設備の無償貸与等、LP ガス事業者による駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）に応じないようにすること
- ② 問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設する「通報フォーム」に情報提供すること  
（別添の令和5年12月1日付け通知もご確認ください）

以上

（照会先）

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

LP 担当 佐々木・佐藤

直通 03-3501-1511（内線）4661

令和6年1月23日

一般社団法人全国LPガス協会  
会長 山田 耕司 殿

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室  
室長 日置 純子

LPガス事業者による駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）について（協力依頼）

日頃より資源エネルギー行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

資源エネルギー庁では、LPガスをめぐる商慣行改革を実行するため、液化石油ガス流通WGを開催し、取引適正化に向けた議論を継続しております。この中で、昨年11月22日に開催した第7回WGにおいて、LPガス料金に関し、既存契約については設備費用の計上自体は禁止しない、という方針を提示したことを受け、LPガス事業者による不動産関係者等への設備の無償貸与等の駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）が加速しているとの情報提供が通報フォームなどを通じてありました。

駆け込み的営業を行うことは、今後の取引適正化に係る制度改正趣旨に反するとともに、LPガスの消費者が支払うこととなるLPガス料金に高額な設備料金が含まれるなど不利益が生じる可能性が高く、看過できない行為であると考えております。

こうした状況を受け、資源エネルギー庁では、不動産関係者等に対して、駆け込み的営業に応じないことを依頼する事務連絡を、別添のとおり、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長宛てに発出したところです。

貴協会におかれましても、以下3点について、貴協会加盟の会員企業に対し、改めて周知いただきますようお願いいたします。

- ① 設備の無償貸与等、不動産関係者等に対する駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）を行わないこと
- ② 不動産関係者等に対し、駆け込み的営業に応じないよう説明すること（別添の令和6年1月23日付け通知もご確認ください）
- ③ 問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設する「通報フォーム」に情報提供すること（[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/lpgass\\_tsuhoform/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html)）

以上

（照会先）

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

LP担当 佐々木・佐藤

直通 03-3501-1511（内線）4661